平成２６年（フ）第１２１０号
大阪市淀川区西中島４丁目８番27号　ＦＬＡＴ34新大阪南802号
債務者　世良　　浩
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２９７号
大阪府高槻市南庄所町２番19号
債務者　古谷　結子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４３５号
大阪府東大阪市吉松２丁目８番17号　プロニティ・ユ―106号
債務者　横山　史佳
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１０号
大阪市福島区吉野５丁目９番22―306号、前住所千葉市中央区弁天１丁目31番１号
債務者　祐川　卓也
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７７号
大阪市生野区生野西１丁目12番17号
債務者　長尾　由香（旧姓森北）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９５号
大阪府門真市大池町27番17号　マンションアイオイ201号、前住所大阪府門真市大橋町28番15―713号
債務者　谷元　修二
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８５号
大阪市都島区内代町１丁目11番26―507号
債務者　東川富未こと　鄭　　富未
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３４号
大阪市住之江区北島３丁目６番22号　ペッティ北島301、前住所大阪市東住吉区山坂４丁目１番31―410号
債務者　北　　昌子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４０号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目２番62号　203号、前住所大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―1607号
債務者　川崎　　亮
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４６号
大阪市大正区泉尾３丁目３番１号サントピア泉尾305号
債務者　毛利　幸夫
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６号
愛知県豊橋市浪ノ上町10番地10　205、申立時の住所愛知県豊橋市東岩田３丁目14番地の15
債務者　木村美代子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１１３号
長崎県長崎市虹が丘町１番１号　道ノ尾病院
債務者　川崎富士子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３８２号
北海道北広島市大曲南ヶ丘４丁目４番地１　ハイツエルフィン107号
債務者　堀越　美紀
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８４号
札幌市清田区平岡３条１丁目１番55―201号
債務者　森重　真弓
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３号
札幌市北区篠路６条５丁目２番12号　右
債務者　本間ヒロミ
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９５号
札幌市西区八軒３条西５丁目２番27―23号
債務者　田中　兼児（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８０号
札幌市白石区川北１条１丁目３番21号
債務者　天口　伸明
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部